平成２６年（フ）第２９２７号
大阪府八尾市堤町２丁目30番地の117
破産者　岩本　和也
1　決定年月日　平成26年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２９５６号
大阪市旭区新森２丁目20番５号　第Ⅱウィート202
破産者　木下　　親
1　決定年月日　平成26年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３１９２号
大阪府八尾市山本町北７丁目２番18号　ＣＡＳＡ山本北301号
破産者　渡邊久美子（旧姓尾山）
1　決定年月日　平成26年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９８６号
大阪府富田林市北大伴町２丁目９番17号　北大伴町２丁目テラスハウス、申立時の住所大阪府富田林市向陽台２丁目16番18号
破産者　寄川ノブ子
1　決定年月日　平成26年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１２００号
堺市中区堀上町515―37、開始時の住所堺市中区深井中町1216番地
破産者　塩路　茂樹
1　決定年月日　平成26年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第９５号
大阪府大阪狭山市東茱萸木２丁目1887番地の５
破産者　イタリア料理カンティーナこと　竹中　信広
1　決定年月日　平成26年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第３１３号
北九州市小倉南区北方３丁目66番20―303号川崎方、住民票上の住所福岡県京都郡みやこ町犀川続命院613番地
破産者　奥村　孝治
1　決定年月日　平成26年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第４５８号
大分市大字羽田355番地　市営羽田住宅Ｃ105、従前の住所大分県中津市大字蛎瀬1280番地１ワンダーランド中津米山店303号
破産者　柴尾　忠興
1　決定年月日　平成26年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１２３号
山形県米沢市窪田町窪田1404番地の７窪田パルタウン１号館、開始決定時の住所山形県東置賜郡高畠町大字泉岡947番地
破産者　猪野　　勇
1　決定年月日　平成26年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２６年（フ）第４４号
山形県米沢市泉町２丁目３番26―８号
破産者　鈴木　雄介
1　決定年月日　平成26年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２６年（フ）第８７０号
横浜市戸塚区上倉田町2040番地124
破産者　清水　吉賢
1　決定年月日　平成26年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１０８５号
横浜市栄区公田町740番地　26棟306号
破産者　青木　　泰
1　決定年月日　平成26年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１０８６号
横浜市栄区公田町740番地　26棟306号
破産者　青木みどり
1　決定年月日　平成26年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８１号
石川県加賀市曽宇町トの２番地の４
破産者　新黒　正美
1　決定年月日　平成26年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第４８４号
広島県安芸郡府中町浜田本町10番１―201号
破産者　川田　恵実
1　決定年月日　平成26年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３８号
香川県高松市百間町５番地２
破産者　辻　　昌宏
1　決定年月日　平成26年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第５０号
北九州市小倉南区上吉田３丁目３番41―211号
破産者　林　弥恵子
1　決定年月日　平成26年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第３８号
福岡県田川郡糸田町1998番地１
破産者　髙橋　　誠
1　決定年月日　平成26年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部

平成２６年（フ）第４７号
熊本県荒尾市桜山町３丁目９番24号
破産者　小柳　菊男
1　決定年月日　平成26年10月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部